

2022年3月25日

各位

会 社 名 株式会社ハイパー

代表者名 取締役社長 望月 真貴子

(コード番号 3054)

問合せ先 取 締 役 江 守 裕 樹

(TEL 03-6855-8180)

# 第32回定時株主総会招集等のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2022 年 3 月 7 日付「第 32 回定時株主総会の延期に関するお知らせ(以下「当該リリース」)において公表いたしましたとおり、第 32 回定時株主総会の延期を決定しておりますが、当社臨時取締役会において、当該株主総会招集および剰余金の配当のための基準日等について、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 第32回定時株主総会および剰余金の配当に係る基準日等について

当社は、第32回定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、2022年4月12日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権の行使および剰余金の配当の対象となる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告を実施することといたします。

基準日 2022年4月12日(火曜日)

公告日 2022年3月28日(月曜日)

公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

http://www.hyperpc.co.jp

#### 2. 第32回定時株主総会の開催日等について

開催予定日、開催場所および付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。また、 新たに設定した基準日に基づく剰余金の配当等についても決定次第速やかにお知らせいたします。

# 3. 第32回定時株主総会招集等のための基準日変更の理由

当社は、当該リリースにおいて公表いたしましたとおり、一部の取引において、不適切な売上処理が行われていた疑いがあることが判明し、その事実確認及び原因究明等、また再発防止策の検討・提言も含めて、特別調査委員会の調査が行われております。そのために 2022 年 3 月 24 日に予定しておりました第 32 回定時株主総会の招集手続きに着手できず、同株主総会を延期としております。

現在、第32回定時株主総会の新たな開催日の調整を続けておりますが、当初基準日(2021年12月31日)の有効期間を徒過してしまうことを踏まえ、監査手続等が終了次第速やかに当該定時株主総会を開催できるよう、第32回定時株主総会の招集および剰余金の配当のための新たな基準日を設定させていただくことといたしました。新たな基準日の有効期間は2022年7月11日までとなります。

## 4. 今後の予定

第 32 回定時株主総会の日程等につきましては、上記 2. に記載のとおり、決定次第速やかにお知らせいたします。株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

以上